

天理市商工会と天理大学との包括連携に関する協定書

天理市商工会（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）とは、地域社会の発展に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域文化及び地域産業の振興に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 学生のキャリア形成支援に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) 文化・芸術の振興に関すること。
- (6) スポーツ活動推進及び健康増進に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第3条 甲及び又は、前条の連携事項を円滑に推進するため、必要に応じて、連携推進会議を開催する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た情報を、本協定の目的以外のために使用し、協定期間及び協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和7年3月31日までの間とする。
ただし、有効期間満了までに甲又は乙のいずれからも協定廃止の申し入れがない場合は、1年間有効期間を延長する。なお、その後有効期間満了時においても同様とする。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月19日

天理市商工会
会長

藤山和徳

天理大学
学長

永尾比奈夫